

## 検査研究班運営規程細則

### (総則)

第 1 条 この細則は、一般社団法人千葉県臨床検査技師会検査研究班運営規程（以下規程という）による研究班運営に関する詳細事項を定める。

### (目的)

第 2 条 研究班の円滑な運営を図ることを目的とする。

### (研修会参加費)

第 3 条 原則として会員（会員証または案内状提示）および賛助会員 500 円、当会非会員 4,000 円、学生（学生証提示）は無料とする。

### (研修会講師)

第 4 条 行事予定表や案内書などの公文書に掲載する講師名は、講演の内容により講師、演者、話題提供者とする。

第 5 条 講師謝礼は基本的に県の規定に準拠する。

第 6 条 講師と実習指導を兼任した場合はどちらか一方の謝礼を支払うものとする。但し、理事会で承認された場合はこの限りではない。

### (研修会への協賛等)

第 7 条 研究班長は、メーカーの協賛を得て研修会などを開催する場合は、あらかじめ協賛の内容等について理事会の承認を得なければならない。ただし、協賛は必要最小限にとどめることとする。

2 メーカーの社則等で、協賛が困難な場合は共催を認める。この場合であっても、理事会の承認を得なければならない。

3 協賛・共催を得るメーカーは、原則として賛助会員のみとする。

4 協賛・共催金は、本会口座への入金とし、企業との直接のやりとりはおこなわないこととする。

5 企業が主催する事業への協賛・共催は禁止とする。

### (講師依頼書等)

第 8 条 講師依頼書、講師派遣依頼書、施設借用願等の文書を必要とする場合は、学術部

長に書面で依頼しなければならない。

(研究班会議)

第 9 条 研究班会議は、必要に応じて開催することができる。

(事業計画)

第 10 条 研究班長は次年度活動予定表（日時のみ）を作成し、当年度期限内に学術部長に提出しなければならない。

(研修会の開催)

第 11 条 研修会を開催する場合、日時、会場、内容等について、開催日から 60 日以上前までに、学術部長へ書面で提出しなければならない。

2 研修会終了後は実施報告及び参加者名簿を担当理事へ提出しなければならない。

第 12 条 第 3 条に該当しない研修会を開催する場合は予算見積書を開催日から 60 日以上前までに学術部長へ書面で提出し、理事会の承認を得なければならない。

(研修会の変更)

第 13 条 研修会の日時、会場、内容等に変更が生じた場合は、学術部長へ文書にて報告するとともに、会員に対する不都合が生じないように配慮すること。

(研修会終了処理)

第 14 条 研究班班長は、参加者の JMTIS への生涯教育点数入力処理を速やかに行わなければならない。

第 15 条 研究班長は、当年度にかかる事業・会計報告を当年度期限内に、学術部長へ提出しなければならない。

(年間活動費の支出)

第 16 条 活動費の支出は会議費、旅費交通費、通信運搬費、賃借料、謝礼金、事務消耗品費とする。

2 備品、或いはそれに準ずるもの（購入額 10,000 円以上）を購入する場合は理事会の承認を得なければならない、購入後は千臨技の資産として登録する。

(会議費の支出)

第 17 条 会議費は千臨技旅費規程（旅費支給基準）に基づき支給することができる。

(食卓費の支出)

第 18 条 食卓費は「旅費規定」に基づき支給することができる。但し、研修会参加者の弁当は研究班活動費とは別にする。

(活動費の報告)

第 19 条 活動費の収支報告は次のものを備え会計監査を受ける。

- ① 年間活動収支報告
- ② 会場整理費報告
- ③ 協賛金報告
- ④ その他必要とされる報告

2 年度収支の出納に関する会計処理は当年度期限内に行い、残金については、報告書、領収書とともに学術部長に提出する。

附則

(細則の変更)

1. この細則に疑義が生じた場合は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(細則の施行)

2. この規程は、法人設立登記の日(平成 24 年 4 月 1 日)から施行する。
3. 平成 28 年 3 月 10 日一部改正。